

遊漁者の皆さんへ ～海で遊ぶ時のルールについて～

道路に交通ルールがあるように、海で生物を採捕する場合にも、いろいろなルールがあります。ここでは、皆さんに関係のある法律や規則に基づく、様々なルールについて抜粋して解説します。

漁業法

漁業生産に関する基本的制度について、法律で定められたルールです。

1 漁業権の定義(第60条)

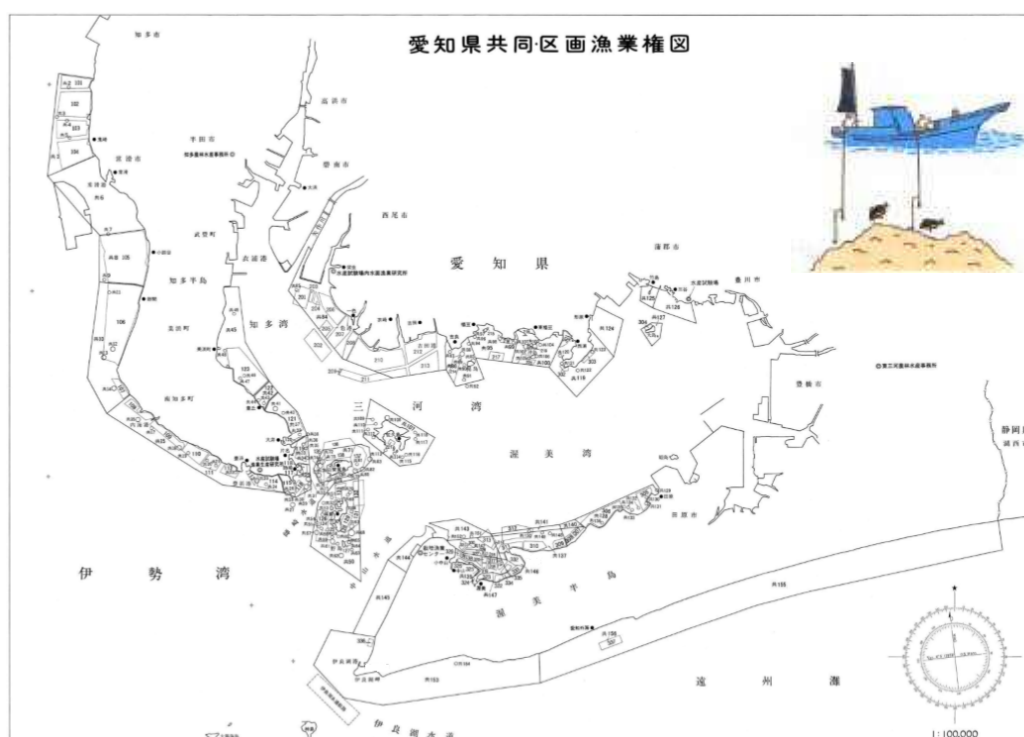
漁業権とは一定の水面で排他的に一定の漁業を営む権利。

第1種共同漁業・・・あさり、わかめなどの定着性水産動植物を目的とする漁業

第2種共同漁業・・・定置網などの施設を固定して行う漁業

第3種共同漁業・・・つき磯などで一本釣りなどを営む漁業

区画漁業・・・一定の区域内でのり・かき養殖業などを営む漁業



※漁業権の位置は海上保安庁の海しる(<https://www.msil.go.jp/msil/hm/topwindow.html>)を参考にして下さい。

2 組合員の漁業を営む権利(第105条・第106条)

漁業協同組合ごとに自組合の漁業権内における漁業権行使規則を定めています。この規則には、漁業を営むべき区域、期間、漁業の方法、漁業を営む場合に遵守すべき事項等が定められています。

3 許可を受けないで漁業を営んだ者に対する罰則(第190条)

さし網漁業など、県知事の許可を受けないとできない漁業を営んだ場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

4 漁業権の侵害に対する罰則(第195条)

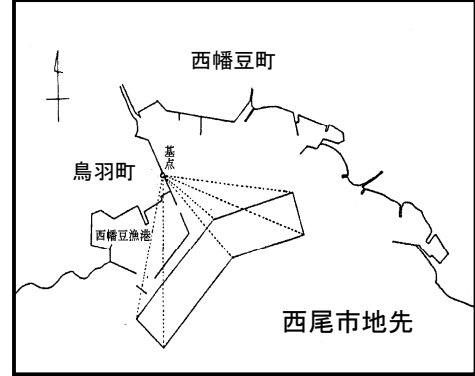
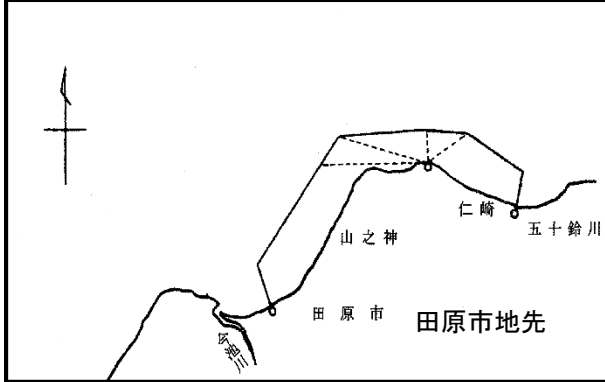
漁業権又は漁業協同組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、100万円以下の罰金に処せられます。

愛知県漁業調整規則

愛知県内における水産動植物の採捕について定められたルールです。

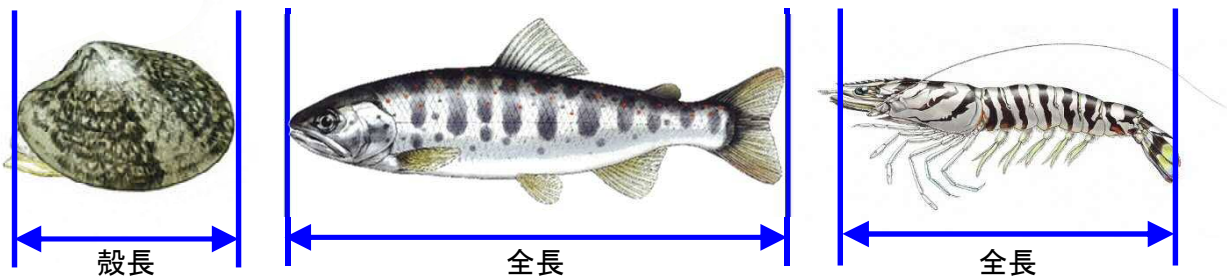
1 保護水面における採捕の制限(第33条)

以下の区域内では全ての水産動植物の採捕が禁止されています。



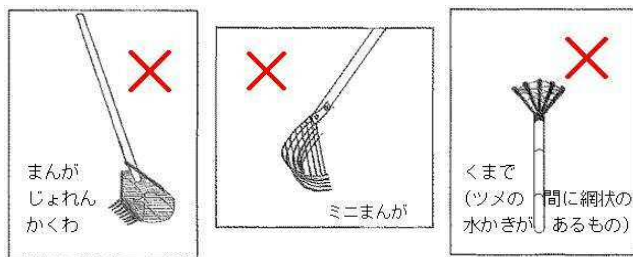
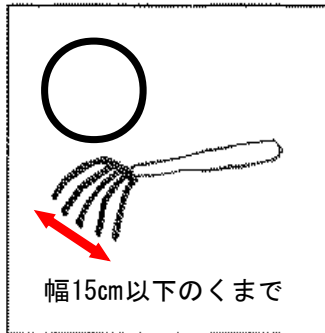
2 水産動物の採捕の禁止期間、全長の制限等(第37条)

水産動物	全長・殻長	採捕禁止期間
あまご	全長15cm以下	周年
あまご	全長15cmを超えるもの	10月1日から翌年1月31日まで
あゆ	—	1月1日から5月10日まで 木曾川及び南派川においては、同月31日まで
いわな	全長15cm以下	周年
うなぎ	全長20cm以下 佐久間湖においては全長30cm以下	周年
おいかわ	—	12月1日から翌年2月末日まで(竿釣を除く)
こい	全長20cm以下	周年
しらうお	—	4月1日から11月30日まで
にじます	全長15cm以下	周年
ふな	全長6cm以下 佐久間湖においては全長10cm以下	周年
ぼら(当歳のもの)	—	3月1日から7月31日まで
あかがい	殻長5cm以下	周年
あさり	殻長2.5cm以下	周年
くるまえば	全長8cm以下	周年
とりがい	殻長4cm以下	周年
はまぐり	殻長3cm以下	周年
ばかがい	殻長4cm以下	周年



3 あさりの採捕の禁止区域(第37条)

右図の赤い線と陸域によって囲まれた海域においては、あさりを採捕してはいけません。ただし、くまで(幅15cm以下のものに限る)又は徒手による採捕ならしても構いません。



※ 37条で規定されている禁止区域以外でも、「まんが」などの道具は愛知県内においては使用が禁止されています(42条)。

4 漁法の禁止(第34条)

誰もがしてはならない漁法は次の1~4です。

- 1 水中に電流を通じてする漁法
- 2 びんづけ
- 3 動力を利用する瀬干漁法
- 4 水中銃(発射装置を有する刺突具類)



5 遊漁者等の漁具、漁法の制限(第42条)

遊漁者の皆さんが水産動物を採捕するために使って良い道具は次の1~7です。

- 1 竿釣及び手釣
- 2 投網
- 3 四つ手網(3平方メートル未満の網に限ります)
- 4 たも網(火光を利用して使用するものを除きます)
- 5 動力を利用しない瀬干漁法
- 6 やす及びは具(まんがを除きます。また、は具以外の機能(網、かごに類するもの)を備えたものは使用できません。)
- 7 徒手採捕(つかみどり)



※ひき縄釣(トローリング)は、愛知海区漁業調整委員会の承認が必要で、マリーナが主催、共催する大会のみが承認の対象となり、それ以外は禁止です。

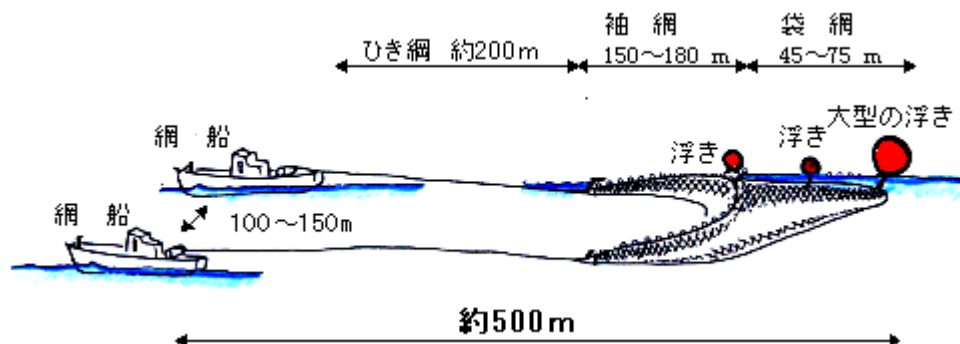
6 罰則(第54・55・56条)

33、34、37条の規定に違反した者は、6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。42条の規定に違反した者は科料に処されます。

プレジャーボートの方への注意事項

1 操業している漁船の周りには近づかないようにしましょう。

- ・漁船の後ろには曳網を含めて最大500メートルの漁具があることがあります。
- ・2隻で並んで引いている漁船の間には網があります。入らないようにしましょう。



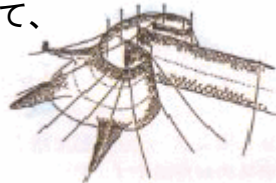
2 ブイや浮きの付近には近づかないようにしましょう。

- ・水面には他に何も見えなくても、水面下に漁網やロープが設置してあったり、潜水漁業をしている人がいる可能性があります。
- ・そのまま走ると網やロープを破損するだけでなく、スクリューにからみつく可能性があります。



3 ブイなどの航路標識、定置網やのり養殖などの漁業施設に、船を係留して釣りをすることはやめましょう。

- ・ブイや網を固定している海底のイカリが動いて、位置がずれたり、網がたるんでしまいます。
- ・安全航行や漁業の妨げとなるばかりか、釣り針などが引っかかると、保守、修理に来た人がけがを負ったりするなど危険かつ大変迷惑です。



4 安全のため、ライフジャケットを着用しましょう。

☆遊漁のルールについてもっと詳しく知りたい方はこちらへ。

<http://www.pref.aichi.jp/0000003320.html>

☆愛知県漁業調整規則の条文をご覧になりたい方はこちらへ。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisan/0000047999.html>



発行 愛知県農業水産局水産課漁業調整グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話 052-954-6460 FAX 052-951-1645

